

公益法人の財務三基準

今回は、公益法人の財務三基準の期中の状況確認と、当該確認後の決算期末に向けた対応について概説する。

(ポイント)

- 公益法人の財務三基準の期中で確認
- 財務三基準の期中状況確認後の対応

1. 公益法人の財務三基準の期中の確認

公益法人の財務三基準とは、収支相償、公益目的事業比率、遊休財産保有制限の三基準をいう。収支相償は公益法人の主たる事業たる公益目的事業が収支赤字又は収支ゼロでなくてはならない基準であり、公益法人は主事業で儲けてはならず、儲けが出るようであればさらなる事業拡大(費用計上)し公益目的事業を拡充すべしとの理念が含まれている。公益目的事業比率は公益目的事業が費用ベースで50%以上の割合を確保しなければならない、すなわち、主事業は公益目的事業でなければならないされるものである。具体的な計算は、「公益目的事業費/法人全体費用」で、50%以上となることが要求される。遊休財産保有制限は公益法人が持てる運転資金等の余裕財産を公益目的事業の1年分までとするもので、公益法人が不当に資金を貯めこまないような手当がされている。当該財務三基準は毎事業年度の決算時点で要件を満たしていかなければならない、決算期末後3か月以内に提出する定期提出書類で当該基準適合について疎明(証明)していく必要があるものである。

従って、法人の期中の収支状況を踏まえ、対応策を検討すべきとなり、期中の公益目的事業の収支が黒字となっている場合には、事業拡大の費用をかける、公益目的事業を拡大する、将来の公益目的事業(大イベント、周年事業、既存事業の拡充)などの対応策が必要になるのである。決算期後では、必要な事業実施や手続(理事会等、資金移動等)や調整が不可能となってしまうため、期中の早い時期からの検討や実行が大切になるのだ。期中の確認は、半期や決算月の2-3か月前などの時点で決算見込を考慮して行うことが良いものと考える。

2. 期中状況確認後の対応

①収支相償

期中で公益目的事業の収支がプラスで、決算期末までに収支相償の基準が満たせない見込である場合の対応は、進行年度で決算期末までに公益目的事業を拡充するか、将来の特定目的の公益目的事業を計画する必要がある。将来の公益目的事業のため、特定資産計上を行う場合には、計画の内容や支出見込や資金計画などを理事会に提示し、承認を得る必要がある。

②公益目的事業比率

公益目的事業比率が満たせていない場合の対応として、公益目的事業の規模を拡充し費用を増やすことや収益事業、共益事業、法人会計(管理費)の費用削減を考慮する必要がある。また、事業費用の配賦基準を実際に合わせて見直し、公益目的事業に正確に配分することも検討できるだろう。

③遊休財産保有制限

遊休財産保有制限が満たせない場合の対応として、1年分の公益目的事業費(上限金額)を超過している遊休財産部分を既存の公益目的事業拡大により費消することや、遊休財産から控除できる控除対象財産を増やすことが考えられる。特定資産として特定費用準備資金または資産取得資金の積立を行うことで控除対象財産を増加させることも考慮できる。

(裏面に続く)

公益法人の財務三基準

財務三基準の期中確認の流れ

① 半期、決算月2-3か月前等の月次数値を確認



② 決算見込数値: 貸借対照表、正味財産増減計算書で財務三基準の充足状況の確認

充足



③-1 引続き、事業計画等に沿った事業運営

非充足



③-2 決算期末までに財務三基準充足するよう対策

- ・既存の公益目的事業の拡充
- ・将来の公益目的事業の計画(特定資産):理事会承認

(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

シリーズ: 社団・財団法人の実務家のひとこと

＜公益目的事業財産の転用＞

認定法第18条より、公益目的事業財産は、公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならないとされており、当該財産を収益事業等会計や法人会計へ振替えることはできないとされている。しかし、公益法人等の一時的な資金需要等から実務上、転用したいという状況がでてくることも想定される。正味財産減少を伴う「他会計振替額」を用いて転用することは、認定法第18条の観点から認められていないが、会計間貸借を用いて転用することは公益目的事業の正味財産が減少するがないため、抵触しないものと考えられている。また、「収益事業会計」(公益目的事業会計における収益事業等会計に対する債権)と「公益目的事業会計」(収益事業等会計における公益目的事業会計に対する債務)は、最終的には預金で精算することになるため、直接、収益事業等会計の預金を公益目的事業会計の預金に振替えることでの転用も可能であると考えられる。各事業間での資金転用は認定法に抵触しないよう慎重に行っていただきたい。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向け的一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。

